

定めーとあり予按るに川を安郡の境と
志すゝゝ上古の事也ー十三代

如磐天皇紀又年の条下に隔山河而分縣
とありたゞに後世川筋の度々替りて安
なりハ彼所ハ居を移ー被而なりハ安に位
替て郡境も混雜志する事の多きを志村
氏政あふ事もありーや南（内）の内也館村
の東南野村の西は當りて古川筋あり其
の手れーとく曲まり故に水吐ありーく二郡
の田畑欠損ーなるにより正保元年申夏

詔り是松山安郡の役人中見分のうー六月
廿日より七月六日とは彩川長六る二十間
堀切る彩川により大境おても九十間余外
はる五十間増添ありをあふ日記未被述ー
あり小出彩田ハ今川南にありて飽海郡ー
属に正保以前ハ川より北はありーに元年
申夏堀切以後川より南となるなり被とも本
飽海郡の地なりと云（小今も飽海郡と云小
出の地方を堀切より云）ハ小出川といふ
小寺氏元内記は今も清川の邊ハは川を